

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>二 新型コロナウイルス感染症対策について</b>  <b>(二) 医療現場の疲弊について</b>            現下最大の困難となっている新型コロナウイルス感染症が長期に及び、常に感染の危機にさらされている医師、看護師など現場の医療者の疲弊が深刻であり、対策は急務です。            ところが、知事の執行方針では、今も医療現場に献身と忍耐を押し付けるだけです。医療介護総合確保基金を財源に地域医療構想による病床削減を進めるのではなく、余力を持って医療体制、医療現場を支えるため、削減見直しの方向へ転換すべきです。どう取り組むお考えか伺います。</p> <p><b>(三) 保健所の充実強化について</b>            私どもは、公衆衛生の砦、保健所の充実強化をこれまで繰り返し求めてきました。2020年に国は感染症対応の保健師を2年間で1.5倍にするよう示しましたが、道においては新年度にわずか19名の増員でしかありません。更に長時間過密労働が限度を超える保健所に対し、搬送や事務手続きに関する臨時的職員の増員では全く不十分であることは明らかです。常勤職員の増員を示し、レスパイト対策もとるべきではありませんか。道としてどう取り組むのかお聞きします。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b>            地域医療の確保についてであります。少子高齢化が進む本道におきましては、持続可能な医療提供体制を確保することが喫緊の課題であり、道では、各圏域の地域医療構想調整会議において将来を見据えた「重点課題」を設定し、協議を重ねているところでございます。            こうした中、国では令和6年度からの次期医療計画におきまして、新興感染症への対応を位置づけるに当たっての考え方や今後の地域医療構想の進め方について検討しているところであり、道といたしましては、こうした国の議論を注視しつつ、圏域全体で必要な医療を確保するという考えのもと、調整会議において感染拡大時における入院対応など、公立・公的医療機関等の関係者の方々からご意見を伺いながら、圏域ごとの実情に応じた医療機能の分化・連携などの議論を深めるなどして、地域医療の確保に取り組んでまいります。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b>            保健所におけるマンパワーの確保等についてでございますが、道では、平常時からの保健所の組織体制を充実・強化するため、新年度の組織機構改正におきまして、感染症対策に従事する保健師19人を増員することとしておりますほか、当初予算案におきまして、感染症対応で急増する保健師等の業務に的確に対応するため、会計年度任用職員を継続的に任用する経費に加えて、積極的疫学調査等、保健所が行う専門・技術的な業務を支援するために必要な疫学実務等の専門家を派遣する費用も計上しているところでございます。            今後も、感染が拡大する中であっても、保健所が地域における健康危機管理の拠点としての役割や機能を十分に発揮できるよう、必要に応じ、振興局や本庁からの職員派遣や保健師等専門職の人材バンクであるIHEAT（アイヒート）を活用するほか、業務の効率化をより一層推進するなどしながら、必要な体制整備や機能の強化に取り組んでまいります。</p>